

平成28年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年6月13日（月） 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 会長	23番 藪田 幸雄	25番 田中 洋司
会長職務代理者	24番 田中喜一郎	2番 岡田 孝明
委員	1番 竹内 明子	4番 横山 和男
	3番 多内 茂	6番 勝原貴美恵
	5番 岡本 達眞	8番 東口 守夫
	7番 宮本彰太郎	12番 山崎 儀章
	12番 木下祐一郎	14番 古井 淳二
	14番 岩見 正明	16番 谷口與理幸
	16番 田中 正則	19番 有岡 正裕
	19番 木原君太郎	21番 澤田 俊雄
	21番 安藤 博子	

4. 欠席委員 1名 11番 橋本金次郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 8番 東口 守夫 12番 木下祐一郎
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第5号 八頭町農業委員会委員の辞任同意について
- 第8 議案第6号 八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について
- 第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	本日の欠席者は、1名です。 出席者数 21名です。定足数に達していますので、平成 28 年度第 3 回八頭町農業委員会を始めたいと思います。
議長（会長）	（あいさつ） 日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、8 番東口守夫委員、12 番木下祐一郎委員にお願いします。 次に日程第 2、報告事項ですが 5 月 26. 27 日と全国農業委員会会長大会へ出席しましたので、報告します。
	（全国農業委員会会長大会報告）
議長（会長）	その他、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局でお願いします。
事務局	それでは、報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。 報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。 今日は件です。記載事項がもなく記載されており問題なしということで受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今日は件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。
議長（会長）	この件につきまして質問意見はありますでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 議案第 1 号 受付番号 4-1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議の件。受付番号 4-1 について説明します。

受付番号 4-1 土地の所在地 下野地内 1 筆 台帳地目 畑 現況
地目 畑 面積 2,909 m²です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということで話がまとまつたものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、47 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、花、野菜等を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長）

この件につきましては、21番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

安藤委員

現在も譲受人から農地を一部借りられて耕作されています。草木が生えて農地が荒れるよりは、耕作していきたいと意欲的に農業に取り組まれていますので、問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号 5-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>受付番号 5-2について説明します。</p> <p>土地の所在地 下坂地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,381 m²です。売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということで話がまとまつたものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、トップカー等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、36 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です</p>
議長（会長）	この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
横山委員	6月7日に現地確認しました。譲渡人は農地を所有していても耕作できない状況ですので、耕作できる方に譲るということです。譲受人は農機具も所有されておりきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号 2-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 2-1について説明します。</p> <p>受付番号 2-1 土地の所在地 国中地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 297.84 m²。</p> <p>一般住宅を転用目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書3から5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。理由につきましては、現在、集合住宅で生活しているが、手狭になったため近隣の申請地に住宅を新築したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、JR河原駅から300m以内の農地、第3種農地に該当します。第3種農地は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は銀行の融資予定証明により確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。</p> <p>申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。</p> <p>申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適當と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。</p> <p>農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、周辺に農地はありませんし、雨水は自然流下で既設道路側溝に流れますし、汚水排水は公共下水に接続します。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問</p>

	<p>題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、22番 澤田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
澤田委員	<p>6月4日、5日に現地確認をしました。説明にもありましたが、第3種農地であり都市計画区域内の農地になります。5ページをご覧ください。申請地南側の雑種地となっているのは駐輪場ですし、東側は町営住宅です。西側、北側は一般住宅ですので、周囲に農地はありません。問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号2-1について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号3-2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号3-2について説明します。</p> <p>土地の所在地 市谷地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 296 m²</p> <p>一般住宅を転用目的とした所有権移転贈与です。</p> <p>場所は、議案書3, 7, 8ページに図面を付けています。土地利用計画図は9ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在、両親と同居されていますが、子どもも成長し手狭になったため実家近くに別世帯として住宅を建築したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産性の低い農地、第2種農地に該当します。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は銀行からの融資予定証明書により確認しました。</p>

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適當と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は自然流下であり既設の道路側溝を使用しますし、汚水排水については公共下水に接続しますので、周辺の農地に影響はないと思われます。隣接する土地の所有者の同意も得ています。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

この件につきましては、5番 岡本委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

岡本委員

6月5日に申請人に確認をしました。別世帯として新築したいとのことでした。周辺農地には影響ないと考えますので問題ありません。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長（会長）

異議なしということで、受付番号3-2について申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第5 議案第3号 非農地証明について事務局より

	説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 非農地証明について</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号4-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 橋本地内1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 1,456 m²です。</p> <p>場所につきましては、議案書の11から13ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、昭和35年月日不詳より耕作しておらず、現在は原野化しているとのことです。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。</p> <p>現地確認を安藤委員、谷口委員、田中洋司委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	この件につきましては、21番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
安藤委員	事務局2名、農業委員3名で現地確認をしました。申請者が嫁いできてから耕作をしたことではないとのことでした。以前、柿と梅を植えていたそうですが、管理はしておらず笹や茅が生茂り、それを鹿が食い荒らし荒地になっています。非農地で問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号4-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで、受付番号4-1について申請どおり決定いたします。
	続きまして、受付番号5-2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号5-2について説明します。</p> <p>土地の所在地 市谷地内1筆 登記地目 畑 現況地目 宅地</p>

面積 118 m²です。

場所につきましては、議案書の 11, 14, 15 ページに図面を付けていますが、先ほど 5 条申請のあった農地の隣の農地になります。

理由につきましては、昭和 40 年月日不詳より耕作しておらず、現在は農作業場とポンプ小屋が建築されています。

この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、転用の事実行為から既に 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。

現地確認を岡本委員、宮本委員、横山委員にお願いしました。

議長（会長）

この件につきましては、5 番岡本委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

岡本委員

6 月 6 日に 5 名で現地確認をしました。昭和 40 年代、かなり前の建物であり、まさかこれが農地として残っているとは思いませんでした。ポンプ小屋は村の設備であり、村に土地を提供されたのだと思います。また作業場も建築されていますし、非農地で問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、受付番号 5-2 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号 5-2 について申請どおり決定いたします。

続きまして、受付番号 6-3 について、事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号 6-3 について説明します。

土地の所在地 井古地内 1 筆 登記地目 田 現況地目 宅地
面積 76 m²です。

場所につきましては、議案書の 3, 16, 17 ページに図面を付けています。

理由につきましては、昭和 55 年月日不詳より耕作しておらず、その当時に倉庫（蔵）を建築し、現在は宅地となっているとのことです。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。

現地確認を横山委員、古井委員、田中喜一郎委員にお願いしました。

議長（会長）

この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員

6月6日事務局と委員3名で現地確認をしました。道路に沿った土地になります。隣地と申請地にまたがり倉庫（蔵）が建築されています。農地へ戻すのは困難だと思いますので、非農地で問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、受付番号6-3について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号6-3について申請どおり決定いたします。

以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農用地利用集積計画案の決定について

八頭町長から平成28年5月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の18から20ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規10件、更新2件で、面積は、田18,169.55m² 畑5,221m² 合計23,390.55m²です。

12件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（会長）

受付番号89-1から100-12について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

田中洋司委員	受付番号 89-1 について報告します。耕作者は I ターンの新規就農者です。米、白ネギ、ユリ、アスパラ、ブロッコリーを耕作されています。申請地については、以前は果樹園であり、それを畑にしたものであります。転作除外地であり耕作者がなかなか見つからないところ、この方が手を挙げられ耕作されるということになったそうです。今後も荒れないように耕作していただきたいと考えています。
議長（会長）	その他質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 89-1 から 100-12 について申請どおり決定します。 以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農業委員の辞任同意について。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 八頭町農業委員会委員辞任同意について。21, 22 ページをご覧ください。5 月 31 日付けで鎌谷委員より農業委員辞任届が提出されました。 法律的には、「農業委員会等に関する法律第 16 条」の規定により、「正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て辞任することが出来る」となっております。 理由としましては、農業委員の在職中兼職を禁止されている公職の候補者となられる予定のため、立候補の前に辞任届を提出されたものです。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、届出どおり同意してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長（会長）	異議なしということで、鎌谷委員が平成28年5月31日をもって辞任することに同意します。
	続きまして日程第8 議案第6号 八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号 八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について。議案書23, 24ページをご覧ください。鎌谷委員の辞任が承認されましたので、鎌谷委員の担当区域を、案のとおり谷口委員、東口委員、田中洋司委員へ振り分けさせていただきたいと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで、申請どおり決定いたします。 以上で日程第8 議案第6号八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について審議を終了いたします。 続きまして、日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数についての要望書について ●売買・貸借希望農地情報について ●農地パトロールについて ●視察研修について ●次回 委員会は、7月11日（月）午後1時30分から船岡庁舎会議室で行います。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
有岡委員	以前、別段面積の見直し案の提出をしましたが、その後どうなったでしょうか。
事務局	鳥取県農業会議より、見直しするにあたっては、各地域の耕作面積別農家数割合等のデータを集計し、そのデータを検討したうえで見直

しをするようにとの指導を受けました。現在データ集計をしております。集計ができましたら、再度検討をお願いしたいと思います。

議長（会長） その他、皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長（会長） 無いようですので、以上で第3回農業委員会を終了します。

終了（14時25分）